

## 第4回始良中央合併協議会会議次第

日時 平成16年11月4日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事  
(報告事項)
  - (1) 報告第10号 第1回合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果について  
報告第11号 第2回合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果について  
(協議事項)
  - (2) 協議第61号 町名・字名の取扱いについて（協定項目19）
  - (3) 協議第62号 環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25－10）  
(追加協議事項)
  - (4) 協議第4号－3 合併の期日について（協定項目2）\*事務局提案
  - (5) 協議第6号－2 新市の事務所の位置について（協定項目4）\*委員提案
- 5 その他
  - (1) 次回の会議日程等について
- 6 閉 会

会 議 出 席 者

前田 終止委員	岩崎 薩男委員
吉村 久則委員	狩集 玲子委員
小原 健彦委員	砂田 光則委員
西村 新一郎委員	松永 讓委員
有光 謙二委員	児玉 實光委員
池田 靖委員	林 麗子委員
川畑 繁委員	原田 統之介委員
徳田 和昭委員	八木 幸夫委員
川東 清昭委員	
常盤 信一委員	代理出席
塩井川 幸生委員	中村 忠雄
榎並 勉委員	
浦野 義仁委員	
川畑 征治委員	
小久保 明和委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
湯前 則子委員	
脇元 敬委員	
上村 哲也委員	
新村 俊委員	
宮田 揮彦委員	
榎木 ヒサエ委員	
石田 與一委員	
徳永 麗子委員	
永田 龍二委員	
松山 典男委員	

会 議 欠 席 者

福島 英行委員  
津田和 操委員  
森 正勝委員  
諏訪 順子委員  
井上 久夫委員  
原 京子委員  
大庭 勝委員  
山口 茂喜委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央合併協議会規約に定めます2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第4回始良中央合併協議会を開会いたします。なお、福島委員、森委員、諏訪委員、井上委員、原委員、大庭委員、山口委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第4回目の始良中央合併協議会を開催いたしました。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。なお、また、午前中には合併の期日の検討の小委員会が開催をされたところでございます。熱心なご議論をいただいたところでございまして、後ほどその結果報告等についても報告をお願いしたいと思っておりますが、小委員会の委員の皆様方には大変ご苦労さまでございました。前回以降の少し動きについてご報告を申し上げたいと思っておりますが、第1点目は、まちづくり計画書につきましては先般ご審議をいただいたところでございますが、この案を早速県の地方課の方と協議を進めているところでございます。去る**10月29日**に協議を進めたところでございますが、内容につきましては、もう皆様ご案内のとおり、この始良中央合併協議会におきましても溝辺町のことあるいはその空港のこと等も含めましてフォーラム委員の中でしっかりとした議論あるいは位置付けがされたということになっておると思っております。協議の方も円滑に進んでくるのではないかと考えているところでございます。現在事務的な段階でございまして、最終的な詰めが行われた後、本格的な協議を行っていききたいというふうに考えております。二つ目に溝辺町の動向でございまして、去る**10月26日**、1市6町合併を推進する町民の会の発起人会が開催されまして、さらに明日、5日でございまして、溝辺町のみそめ館において設立総会が開催されるという予定になっているところでございます。この町民の会は、**11月21日**の住民投票に向けましてもう合併通信と、こういう物を発行されたり、決起集会など1市6町の合併を成功させるための行動と伺っているところでございます。私どもといたしましても、今後協議会といたしましてもこの溝辺町の動向をしっかりと見守ると同時に、それぞれの立場で委員の皆様方と協力を行っていききたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思っております。なお、前回の合併協議会の中で溝辺町長から「1市6町の合併に向けて」というメッセージをいただいたところでございますが、本日は溝辺町長に直接お越しいただいております。後ほど町長から住民投票に向けての取り組みなどについてご発言をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。本日の協議事項をお手元に示しているとおおり、2協議事項になっているところ

でございますが、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。会長よろしくお願いたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。先ほど私のあいさつの中で触れさせていただきましたが、今日は溝辺町長がお見えになっておられます。早速町長さんにご発言をお願いしたいと思いますが、委員の皆様よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、町長さんよろしくお願いを申し上げます、ちょっと場をつくりますので。

○溝辺町長（有村 久行）

皆様こんにちは。第4回目の大変貴重な協議会の時間に私の発言をお認めいただきまして誠にありがたく、心より感謝を申し上げます。ただいま会長さんからお話がございましたけれども、第3回協議会に私是非出席をさせていただきまして、期限といたしましては私は11月14日がもうぎりぎりのタイムリミットだというふうに考えてまいりましたけれども、ご案内のとおり、議会の住民投票に対します取り扱いが継続審議になってしまいまして、結局18日に、極めて高いハードルでございましたけれども、住民投票条例を議決をいただきました。そうしますとどうしても投票日が最短で11月21日になってしまう。これでは本当に1市5町の皆様方にもうとても間に合わないよ。溝辺はもう一緒に進めることはできないと、こんなお話になるのではないかというふうに心配いたしまして、会長さんにまずは1市6町の首長、1市5町の首長会を開催をしていただきまして、そしてご相談申し上げ、そうであれば、この協議会に町長が出席をしてお話をさせていただければということでございましたけれども、ちょうど10月28日私が主催します会議を予定をしておりましたために、どうしても変更ができずに、メッセージという形でご了解を求めることにいたしましたところではありますが、快くご理解いただいたというお話をご報告をいただいたところでございます。本当に、今申し上げましたように、大変皆様方にご迷惑をかけてまいりました。そして議会が議決をいただきました住民投票条例、極めて全国に例を見ない高いハードルでございまして、私もこの取り扱いについて大変悩みましたけれども、やはりせっかくできました条例を私が葬るわけにはいかない。これはやはり住民の方々に立ち上がっていただいて、そしてこの条例をクリアして何としても1市6町の合併実現に向けての最後の努力をしたいと、こういうふうに決断をいたしまして、11月16日告示をいたしまして、21日投票日とすることにいたしました。おかげさまで早速商工会青年部の皆様方が11月1日、溝辺町住民投票に行

こ会という会を設立をいただきました。この際は1市5町からも商工青年部の皆さん方が激励においでをいただきまして大変力強いスタートを切っていただきました。そして、今お話がございましたように、溝辺町の合併を考える皆さん方が溝辺町の1市6町合併を推進する町民の会を結成しようということで発起人会を開いていただきまして来る、明日になりますけれども、11月5日にこの発起会をすると、設立総会を開くということにさせていただいておるところでございます。町民の輪を広げてどうしてもこの投票率70%以上、そして有権者の50%をクリアして1市6町の合併が実現できるように頑張るんだという力強い役員の方々の決意のほどを私もお聞きをいたしておるところでございます。明日180名程度呼びかけをしてあるということでございますが、11月16日には決起総会を開く、決起集会を開きまして、そして体制づくりをさらに強化するということにいたしておりますが、早速明日設立総会ができますと、空港前の従来JAあいらがAコープを開いておりましたその敷地内に事務所を開設をいたしまして、そしてそれこそ本格的な取り組みに入ることについていたしておるところでございます。あるいはこの協議会委員の皆様方、幅広い人脈をお持ちの皆様方でございます。親戚、親交ある方々あるいは職場に溝辺の住民がたくさんいらっしゃるのではなかろうか。そういうことから是非皆様方のお力添えもいただきまして是非当初から進めてまいりました1市6町、霧島市が1市6町で実現できるように皆様方の力強いお力添えを、ご支援を賜りたいというふうに思っております。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。私も政治生命を懸けて取り組む覚悟でございますので、何とぞ皆様方のお力添えをくれぐれもよろしくお願い申し上げまして1市6町への取り組みの現状のご報告とさせていただきます。そして決意とさせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

どうぞ、はい。

○溝辺町長（有村 久行）

済みません。条例の内容につきましてはもうご案内だと思ひましてもう説明申し上げますけれども、まず投票率が70%なければ開票をしてはなりませんよと。そして住民の、この三択を決めまして、一つは1市6町、そしてもう一つが隼人町を含む小さな枠組みの合併、そして単独、この三択の中から一番多いのが2分の1なければ、これは成立をしない。2分の1三択の中で確保できたものを尊重すると、こういうことになっておりまして、私どもといたしましては、これから取り組む姿勢として隼人町を含む小さな枠組みというのはもう考えられないというふうに思っております。また、この取り組む方々、1市6町合併を推進する町民の会の皆様方も二択で考えていいということで運動していこうということにされております。いずれにいたしましてもその三つの中の一つに○をするという投票方式で今考えられておるところでございますが、何としてもやはり1市6町の○が2分の1、

有権者の2分の1、今9月1日現在の有権者でございますけれども、6,982名ございまして、その2分の1は3,446票ということでございまして、3,500票を獲得できれば、これは1市6町が実現するといいたまいますか、皆様方に仲間入りを申し出ることができるというふうに思っております。説明が漏れまして大変申し訳ありませんでした。（「町長さん、1番、2番、3番と番号が打ってあるんでしょうか、それとも縷々書いてあって、どっからか選ぶんでしょうか。」という声あり）、1、2、3を付けるかどうかは今検討しておりますけれども、まず、縦書きにですね1市6町、そして隼人町を含む小さな枠組み、そして単独、この下に括弧がありまして、その中に○をすればいいと、こういう投票方式を今考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま溝辺町長さんの方から1市6町に向けての力強い決意あるいはお言葉をいただいたところでございますが、前回も申し上げましたとおり、私ども協議会といたしましても何とかこの溝辺町を含めた1市6町の合併に戻れるようこれからもいろんな場面で協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。溝辺町長さんには本当に1市6町の枠組みによつての合併で住民投票が成立されますようにどうか今後ともますます頑張ってくださいますようによろしくお願いを申し上げます。なお、先ほどございました事務所開き、明日でございますが、私の方に対しましても合併協議会の会長あてに事務所開きへの出会の要請が来ておりますので、私出席をいたしましてお気持ちをお伝えをさせていただきたいというふうに考えております。町長さん今日はどうも本当にありがとうございました。（「本当にありがとうございました。」という声あり）、それでは、早速でございます。会議次第第3の諸般の報告に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

諸般の報告を申し上げます。先に配付いたしておりました本日の協議会の会議次第でございます。その会議次第の下の方に諸般の報告として整理をしております。今回は前回の10月28日の第3回の協議会が開かれまして1週間の関係でございましたので、会議につきましてはそこに整理をしてあるとおりでございます。なお、先ほど会長のあいさつの中にございましたですけれども、10月の29日には県の地方課へまちづくり計画書の提出が行われたところでございます。それから、11月の2日でございますけれども、ここに掲載はしてございませんが、農業委員会の事務局長会議が開催をされております。これにつきましては、今後合併の期日が決定されますと農業委員会委員の扱いについてが協議に上がることになっておりますが、前回10月28日の合併期日検討小委員会の状況等をお伝えをしながら、この事務局長会議でも来るべき農業委員の方々の扱いについてをご検討を願っているというところでおつなぎをしたところでございます。それから、11月4日、本日が第4回の協議会

と、それから午前に第2回の合併の検討小委員会が開かれました。今後さらにまた11月の5日には、ここにも掲載してごさいませんが、住民部会、それから11月8日には総務専門部会等、この通知を発した後に予定を組みまして開催されるというようなことが決定されております。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方より諸般の報告についての説明がございましたが、何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等ないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。会議次第4の(1)、報告第10号、合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果につきまして合併の期日検討小委員会の原田委員長より報告をお願いいたします。

○始良中央合併協議会合併の期日検討小委員会委員長（原田 統之介）

原田でございます。議事次第には報告第10号が書かれておりますが、本日午前10時から第2回の委員会を開きまして結論を得ましたので、それも第11号として併せて報告させていただきたいと思っております。まず、報告第10号でございます。合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果について、合併の期日検討小委員会の第1回会議を10月28日に開催いたしましたので、委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。第1回合併の期日検討小委員会協議報告書、開催日時、平成16年10月28日午後3時20分から午後4時50分まで、開催場所は議会棟4階の第三・四委員会室でございます。出席委員は13名全員で、名簿につきましてはその裏に記載してありますが、記載されている委員全員が出席いたしました。合併の期日について各委員から意見を出していただきましたが、主な意見は下に書いてあるとおりでございます。なるべく早い時期に合併期日を設置してほしい。当初は1市6町の枠組みで平成17年2月であったので、なるべく早くということでございますが、それから、特に議会の方からはですね、いろいろ理由はございますが、平成18年3月が理想的だということで、特に各議会で議決をしなくちゃいけないということで、あるいは溝辺町の復帰を考えると、議員の同意が得られやすい時期として18年3月というような意見も出されました。それに対しましては、18年3月の合併であると定数特例をもう適用したと同じであるから、設置選挙でいくべきじゃないかというような意見もいろいろ出されましたが、結論的に言いますと、終わりの方に書いてございますように、平成17年7月19日になるべく近い早い時期という意見と平成18年3月という意見で対立したわけですけれども、最終的には、歩み寄りの結果、候補日を平成17年9月20日、9月26日、10月11日、12月26日、いずれも3連休明けでございますけれども、その4案に絞って第2回協議会で決定をすることにいたしました。以上が第1回の中身でございます。それから、報告第11号、本日10時から行



われました委員会の経過及び内容につきまして同じく小委員会設置規程第7条の規定に基づき報告させていただきます。開催日時は本日午前10時から11時10分まででございます。場所は第1回と同じ議員棟4階第三・四委員会、出席もこれ全員出席いただきました。合併の期日につきましては、前回の4候補日で特に議会筋等からですね12月26日の案が多く出されたわけですが、いろいろ議論の結果、新たに、3連休明けでなくてもよいのであれば、11月7日でどうかという案が出されまして、それを結果的には入れまして、最終的には前回の12月26日案が取り下げられまして、議論いたしました結果、最終的に合併の期日を平成17年11月7日ということで全員一致で決定いたしました。なお、小委員会の附帯意見として合併後最初に行われる選挙は11月中に実施されることが望ましいという意見が出され、委員会で協議の結果、これを附帯意見として付すことを決定いたしました。主な意見につきましては、下に書いてありますが、最初は12月26日を希望するという意見が多数出されましたけれども、それに対しまして、いろいろ理由ございますが、なるべく早い方がいいということで議論が進みましたが、途中休憩後ですね新たに11月7日合併案というのが浮上りまして、12月26日に代わって11月7日を入れた4案で慎重検討いたしました。結果として、先ほど申し上げましたように、17年11月7日に決定した次第でございます。以上、報告いたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。小委員会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、先月の28日協議会が終了いたしましたから、また、本日の協議会の午前中に小委員会を開催、協議をしていただき、小委員会の取りまとめをしていただきました。本当にご苦労さまでございました。この件に関しましては皆様にお諮りの上、後ほどご協議いただくことにいたしておりますが、その前に何か今、委員長さんの報告に対しましてご質問等があれば、承りたいと思います。特になければ、後ほど審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。続きまして会議次第4の(2)、協議第61号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で企画専門部会の方から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

10月の28日、第3回協議会で事前提案をさせていただきました。その後変更及び補足説明はございません。ご協議の方をよろしく願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり

り承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですのでございますので、協議第61号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）は提案のとおり承認をされました。続きまして(3)、協議第62号、環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25-10）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で住民専門部会の方から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございます。はい、部会長。

○始良中央合併協議会住民専門副部会長（黒木 トシエ）

前回提案事項より補足説明はございませんので、ご協議方をよろしく願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおりこの件については承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですのでございますので、協議第62号、環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25-10）は提案のとおり承認をされました。続きまして合併の期日につきまして、先ほど合併の期日検討小委員会の委員長の方からご報告がございましたが、小委員会での合併の期日を決定いただきましたので、追加提案いたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですのでございますので、合併の期日についてを議題とし、議案を事務局から配付した上で議案、提案説明を行います。それでは、事務局配付をよろしく願い申し上げます。それでは、事務局から追加提案の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、協議第4号-3、合併の期日について（協定項目2）の提案説明をいたします。合併の期日について次のとおり協議を求める。合併の期日は平成17年（西暦2005年）11月7日とする。平成16年11月4日提出、始良中央合併協議会会長鶴丸明人という提案でございます。また、これにつきましては裏の方を見ていただきたいんですけども、附帯意見が検討小委員会で付いております。附帯意見として合併後最初の議会議員及び長の選挙は平成17年11月中に実施してほしいということで、その理由といたしまして2点挙げられました。合併後最初の選挙は当該市町村の設置の日から50日以内に行う必要があるが、12月の選挙の実施、年末です、実

施は地域経済に及ぼす影響が大きい。あと1点が、11月中に新市の首長及び議会議員が決定すれば、平成18年度の当初予算から本格予算を編成することができると思われる。よって、新市のまちづくり計画の推進や住民サービスの向上に年度当初から取り組むことが可能であるというような附帯意見が付けられました。この合併の期日につきましては、9月の24日開催されました第1回の協議会において合併の期日は平成17年7月19日とするという提案をいたしました。持ち帰り協議を行いたいという意見があり、継続協議となりました。そして10月14日開催されました第2回協議会で再協議をしていただきましたが、意見の集約には至らず、今後は合併の期日検討小委員会を設置して調査及び審議を行うということになりました。その後2回にわたり検討小委員会が開催されましたが、その協議の経過及び結果につきましては先ほど原田委員長の方から報告があったとおりでございます。よって、今回の提案はこの合併の期日検討小委員会の結論に基づいて行うもので、前回提案いたしました「合併の期日は平成17年7月19日とする。」を修正して提案するものでございます。以上で合併の期日についての提案説明を終わります。協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方より提案の説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、小委員会の方々が大変ご苦勞してまとめていただき、重ねて厚く御礼を申し上げたいと思いますが、それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この合併の期日検討小委員会で決定された追加提案のとおり承認するというご意見でございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第4号-3、合併の期日について（協定項目2）は追加提案のとおり承認をされました。そのほかにここで何かご意見等ございませんでしょうか。小原委員。

○始良中央合併協議会委員（小原 健彦）

ただいま合併の期日が決まったところでありますが、残された協定項目もあとわずかとなっております。ここで住民の皆さんの関心が最も高い事項について一つ提案させていただきたいと思っております。そのことは総合支所のことでありまして、総合支所方式の期間については、第1回の協議会の中の新市の事務所の位置の所で既に承認されておるところでございますが、第1回の協議会資料をお持ちであれば、皆さんご覧になっていただきたいと思います。66ページでございます。この協定項目の調整方針としては、二つ目でありまして、「事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所とし」となっておりまして、今の市役所、

役場を総合支所とすることになっております。この総合支所の置かれる期間については「当面」ということになっておりますが、この「当面」をもっと住民に分かりやすい表現に変えたらどうかという提案であります。1市6町の協議会の中でも大体10年間ぐらいはという話が出たと記憶いたしておりますが、この際文言整理をしていただきまして具体的に期間を書いた方がより住民にも分かりやすいのではないだろうか、このように思うところでございます。住民の皆さんも恐らく何年間なんだろうかと考えておられるのではないかと思います。また、そういう声も現実に私の耳にも入っております、この件だけは文言を整理してもらうことはできないものだろうか、このように思うところでございます。10年間というのは合併特例法で定められているまちづくり計画の策定期間と符合しますが、例えば、合併特例法で定められておりますまちづくり計画の策定期間でおおむね10年間は設置するか具体的に書いた方がより住民に分かりやすいんじゃないだろうか、このように思うところでございます。以上、提案申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま小原委員の方から事務所の位置及び総合支所方式の期間ということで、これは協定項目で協議がされていたこととございますが、期間についてももう少し分かりいいようにというようなご発言でございました。ほかにご質問。はい、吉村委員。

○始良中央合併協議会委員（吉村 久則）

今提案をされましたこの、「当面」という言葉が使ってあったわけではありますが、私の所でもこの「当面」という言葉が広がりつつありまして、その中で住民の皆さんが「当面とは何年なんだ。」ということをおっしゃいます。「当面と言えは3～4年か4～5年でしょう。」と申し上げておるんですが、今、町長さんがおっしゃったように、この住民サービスを低下させないということで我々も考えてきたわけではありますが、早く言えば合併特例法で定められている新市のまちづくり計画も約10年間を目標にしていますが、そういうこともありまして10年ぐらいは総合支所方式を維持していただきたいと。本当のところが高齢化社会がどんどん進んできておりまして、まだ進むだろうと言われていますが、車に乗れない方々もたくさんおられます。そして、また、病気の方々、いろんな方々おられまして不安だと、「その2～3年や4～5年でその総合支所方式を解いてもらったなら、とてもじゃないけど私たちは生活はできなくなる。」というようなことも言われる方もおられるわけがあります。私の所にもそういう話がどんどん飛び込んでいまして、今、町長さんがおっしゃったように、おおむね10年間ぐらいですね、この特例債を利用できる間ぐらいはやっていただきたいなあということとあります。今おっしゃったことに私も結論としては賛成でございます。ひとつよろしく願いしたいと思います。（「会長、関連して。」という声あり）

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

前田委員。

○始良中央合併協議会委員（前田 終止）

今、福山町長、霧島町長、両町長よりお話があった件でございますけれども、私といたしましても全く同感であります。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、隼人。

○始良中央合併協議会代理委員隼人町助役（中村 忠雄）

隼人です。併せて私どもも賛成であります。第1回の協議会の時も確か説明の中ではそのような、今意見が出ましたような趣旨の説明があって、いわゆる関係者は分かっているということですのでけれども、今、小原町長さんが言われましたように、住民の方はやはり当面とはどのくらいの期間かというのは非常に不安がっている場面がたくさんありましたので、やはりここははっきりと表現した方がいいというふうに隼人町としてもお願いを申し上げたいと思います。賛成であります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。ただいま4委員の方々からその「当面」というその表現につきまして、いろいろこの場でも議論された合併特例債の適用の期間、おおむね10年間という具体的な表記の方法がいいのではないかというようなご発言であったように思います。これに対しまして何か皆さん方ご意見、はい、林委員。

○始良中央合併協議会委員（林 麗子）

今、町長さん方がおっしゃったことに賛成でございます。と申し上げますのは、私ども女性団体、そして、また、商工会女性部の研修会を先日いたしたところでございますが、そこの所でもやはり当面というのはどういうことですかと。やはり私どもはお年寄りを抱え、そして、また、地域で一生懸命頑張っておりますと。経済的にも支所があった方が地域活性化につながるし、やはり市町村合併については一縷の危惧を持っているのは、ないと言えは嘘になります。ですから、是非10年間ぐらいは総合支所の設置期間をしていただきたいという熱烈な要望がございましたので、今の町長さん方に私広域枠の委員として賛成させていただきたいと存じます。以上でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、小久保委員。

○始良中央合併協議会委員（小久保 明和）

小久保です。皆さん方同じ意見なんで、ちょっと言いにくいんですけども、私はですね、目的はサービスを低下させないことであるというのが私の目的の意見です。ITを含めた技術の進歩、情報のインフラの進歩というのはものすごく進んでいるわけでございまして、今の場所にそういうものがなくてもいける時代がくるん

ではないかというふうに思うわけです。つまり10年後の技術の進歩をだれもコミットできないという状況の中で、当面を10年に設定してしまったことによってですね、住民側のサービスを低下させない方法が見つかったにもかかわらず、10年間置かなきゃいけないという問題、つまり逆の意味の首を絞めてしまうんじゃないかなという気がするんです。つまり情報インフラが整備されることによって支所がなくなっても十分低下、サービスが低下できずに、させずに、なおかつ費用の安い方法が出る可能性は十分あるだろうというふうに思います。例えば、電話でも固定電話から携帯電話普及して世の中がどんどん変わったわけでございますので、技術進歩というものをもう少し見据えないと、この10年間という決めたことがですね、将来にわたって次の市長さんが苦勞されることになってしまうんじゃないかということも危惧しておりますので、そういう側面でも考えていただきたいと、こう思っております。以上です。（「議長、いいですか。」と言う声あり）

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、川畑委員。

○始良中央合併協議会委員（川畑 繁）

住民の中にはそういった文明の利器を駆使できない住民がたくさんいると、私はそういったふうに考えております。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、小久保委員。

○始良中央合併協議会委員（小久保 明和）

今のコンピュータって非常に使いにくいんですね。でも、私どもソニーが目指しているコンピュータというのはだれでも使えるコンピュータだと。もうマニュアルも要らないんだと。画面を見ればどんどん入っていけるんだという時代が必ずまいます。私もパソコンも、携帯電話も使いこなせませんが、もうだれでも使いこなせる時代は必ずまいますので、その辺はご心配なさらずに、技術を信じていただきたいと、このように思っております。私は10年が反対だと言ったわけじゃないですよ。ただ10年と決めてしまったことによって次の市長さんが苦勞されるんじゃないかと。サービス低下さえ招かなければ、別にそんなに大きく決める必要はないんじゃないかと言っているだけの問題です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、吉村委員。

○始良中央合併協議会委員（吉村 久則）

おおむね10年と表現しているわけですから、10年と決めたわけではありませぬのでねえ。今、あなたがおっしゃったように、それはそういう考え方はあるんですよ。ただ、今、全住民を集めたら、おっしゃるような住民だけが、今、議長が言ったようにですね、いるかと言え、そうでもないんですね。だから、それまでの間をで

すね、早くも、早くこうやっていかなきゃならんでしょうけれども、ゆっくりとです。すね住民の皆さん方にも理解していただきながら、そして慣れていただくということも私は必要ではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

大体今ご意見をお伺いいたしておりますと、「当面」というのは非常に分かりづらいんじゃないかと。しかし、そこが**10年間**と限定するとというようなご発言を一方ではありましたが、しかし、そこはおおむねというような表現でそれをカバーしているんじゃないかというようなことの含めてのご議論であったような気がいたします。いかがでしょうか。先ほど来幾つかの意向、幾人かの委員の方がお話になりましたように、説明会を開いた時にやっぱり「当面」というのは非常に分かりづらいと。これは合併特例債が**10年**、この計画もおおむね**10年**だと、そういうことの期間中もおおむね**10年**というような形でこれは議論をした経過もありますけれども、そういう表現です。すねこの部分については改めた方がいいのではないかと私自身も今受け止めさせていただいたところがございますが、いかがでしょうか。そういうような取り扱いをして、文言につきましてははすね事務局の方で、言われる趣旨は、つまり計画の期間、特例債が認められる期間、おおむね**10年間**ということのようでございますので、そういった表現で整理をして、次回の協議会でそのことを報告させていただくというような方法でいかがでしょうかと思いますが、何か今申し上げましたことについてご意見があれば、はい、西村委員。

○始良中央合併協議会委員（西村 新一郎）

もうちょっとです。すね分かりやすく説明していただければなあと思うんですが、総合支所方式をおおむね**10年間**ということでございますと、いわゆる市長部局、議会事務局、こういう所につきましてはある程度人員も削減なるかと思うんですが、考え方によりますと、総合支所ですから、今のスタッフはほとんどそういう意味では人員的に変わらない期間がおおむね**10年**になるというとらえ方を私はしてしまうんですけれども、ここらあたりに対してどういう答えをいただけるのかです。すね。お願いしたいと思えます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方で、極端に言えば、総合支所であろうと全体が減ることについては、これはもう全体の絶対人数が減るわけでございますので、そういったことも含めて、何も総合支所だけがこの固定だよということじゃないんだということはそれで。はい、どうぞ。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

全体的にはこの合併に伴ってスタートの時点とおおむね**10年**という形の話が出ておりますけれども、当然にそれに見合う団体の職員の構成にしていかなければならないと。1市6町の場合でしたら**1,200**規模が大体**960**人ぐらいになっていくという

ようなことをお示しをしておりましたが、1市5町についてもおおむねまた1市現在の5町の職員からそういう形への段階的な職員の減というのは、これは進んでいくという形になろうかと思えます。それから、総合支所の機能という形になろうかと思えますけれども、これにつきましてもそれぞれその時代に合わせた、その時に合わせた見直しというのは当然にしていかなきゃならないという形になろうかと思えます。組織を含めましてそのままずっとということにはならないかと思えますけれども、それぞれの組織に合った機能と、機構というものを今後検討していかなきゃいけないというそういうことになっていくのかなというふうに考えております。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

組織は総合支所方式という形、本庁と総合支所がありますがと、どちらも時代に合ったように組織体制は見直していきますよということで、組織は、全体の支所はあっても、そこの中の組織、人員は、これは当初予定どおり全体を減らす中で移っていきますよという趣旨を今、事務局が説明をしたと思っております。よろしゅうございますか。はい、池田委員。

○始良中央合併協議会委員（池田 靖）

10年という具体的な数字については、そんなに異議を申し立てるわけではございませんが、私は十年一昔というような話から、この今の合併がですね将来的に大きな合併に移る可能性というのが全く論議されておられませんけれども、始良中央地区がさらに広がって伊佐、始良、そしてその周辺を巻き込んだ30万都市を狙うというようなご議論がある場合に10年ということはいささか問題があるのではないかと。10年間今のこの合併がもつのかなと。その間にもっと次のステップがある可能性は十分にあるのではないかとことを考えますと、私は当面でいいんじゃないのかなと。それで新しい選良が選ばれ、新しい市長さんがそれらについて、先ほど小久保委員がおっしゃるような新しい姿の中でお考えになることがいいのではないかと私個人としては思います。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、原田委員。

○始良中央合併協議会委員（原田 統之介）

年数の議論はいろいろあると思いますが、一番肝心なのは、やっぱり住民サービスを低下させないというその趣旨に照らして、その住民サービスの低下を来さないような言わば人員の削減とか、そういうものはあり得るし、場合によれば、先ほど、ソニーの方ですかね、ご意見として出ましたように、総合支所を、総合支所でなくても機能が低下しないということであれば、そういうこともあり得るということで、私はおおむね10年でもいいんじゃないかと思っておりますが、要するに肝心なことは、取りあえず住民のサービスが低下するということが心配になっておりますので、住民サービスを低下させないということに力点を置いてですね考えるということで



あればいいんじゃないかなと思いますが。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

先ほどからご議論いただいているのは、住民サービスを低下させないということ  
はもう皆さん、分かりいい表現の方がいいのではないかとというのが委員の皆さん、  
今、池田委員のございましたように、その新しい枠組みの議論になりますと、今、  
協定項目全体のものも当然変わっていくわけですので、これだけの問題ではないと  
いうような気もいたします。分かりいいということと拘束されはしないだろうかとい  
うことのご議論の部分でございますが、どうなんでしょうか。やっぱり、必ずし  
も、拘束されるということである。おおむねという議論と、それから組織について  
はやはり事務局の説明にあったような形でこれは見直していきますよということと、  
そういうことを配慮しながら考えれば分かりやすいということも一つの方法ではな  
いのかなという気がいたしますが、皆さんもうほかにまだご意見ございませんでし  
ょうか。はい。

○始良中央合併協議会委員（永田 龍二）

永田でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

永田委員、はい。

○始良中央合併協議会委員（永田 龍二）

ソニーさんは私ども京セラの大事なお客さんでございましてご意見はよく分かっ  
ております。また、技術革新は素晴らしいもんがあるだろうと、私どももお客さん  
に対するその技術の向上も大変こう苦慮しているところでありますが、小久保委員  
のおっしゃるとおりだとは思いますが。ただこの私どものこの委員会はどこにベース  
に置くのかなあというのが常に中心だったというように思っておりますが、そこは  
やはり住民の皆様方のご便宜、そういうことがポイントかなと。そういうことから  
考えますと、技術革新の方ではリードするということは大事かと思っておりますが、そ  
ういう住民の皆さんの、一番ボトムじゃなくても、平均よりもちょっと下がった所ぐ  
らいの所を押し上げていくというのがちょっと考え方かなというようなことをちょ  
っと考えております。そういうことからしますと**10年**というくりでもよろしいの  
かなと思っております。以上でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、榎並委員。

○始良中央合併協議会委員（榎並 勉）

霧島の町長さんがおっしゃったみたいですね、基本的には当面は2～3年とい  
うとらえ方が非常に近い、皆さん方はされると。だから、やっぱりここは**10年**とい  
う一つの文言を入れましょうと。そして**10年**間にひとつ縛られるのではなくして、  
当面という形でばかした方が、当面という形よりも、おおむね**10年**という形でばか

した方が住民には分かりやすいんじゃないかというふうに私も考えます。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにまだございませんでしょうか。西村委員、小久保委員、よろしゅうございますか。はい、はい。それでは、おおむねご意見・ご議論あったかと思いますが、ただいまお話のあったことを踏まえまして、調整方針の中の文言はですね少し事務局の方で整理をさせていただきまして、次回報告をさせていただくということによろしゅうございますか。

[「異議なし」と言う声あり]

では、そのような取り扱いにさせていただきたいと思います。そのほかのその他ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、事務局の方、はい。

○始良中央合併協議会事務局次長（間手原 修）

当面のスケジュールにつきまして説明させていただきますので、資料を配付しますので、よろしくお願ひします。紛らわしい「当面」という表現をしておりますけれども、10月、12月までのスケジュールを書かせていただいております。全体的な考え方として12月議会に合併関連議案を提案をするところまでのスケジュールでございます。本日、11月の4日、第4回の協議会でございます。これは先ほど合併の日にならぬまま追加提案で提案をさせていただいております。「今後の進め方について」というこの紙につきましては、特に調印式の日程を決めないと後の調整ができないものですからお諮りしております。11月の19日、本来18日でしたけれども、議会サイドの方からの要望がありまして19日の金曜日に変更させてもらっております。第5回の協議会、これにつきましては1市5町の協議会として日にちが決定しましたので、残りの協定項目をすべて提案をし、本協議をお願いして溝辺町を迎えるというような考え方で、この19日はそれぞれ5件、6件ですか、これを本協議をしていただきたいという予定でございます。11月25日（木曜日）、第6回の協議会でございますけれども、溝辺町の結果を受けまして今後の進め方並びに合併協定書、それから合併関連議案等につきましてもお目通しをいただくために会議を開いていただきたいということでございます。住民説明会につきましては12月5日頃までに終えていただきたいということを考えております。12月7日、火曜日になりますけれども、各市町の議会との絡みがありまして、木曜日じゃなくて、火曜日を想定させていただいております。第7回協議会として合併協定案など最終確認をさせていただきたいということで12月7日、第7回でございます。それ等済みまして、12月11日の土曜日になりますけれども、調印式、当国分シビックセンターの多目的ホールということで午後2時から、14時からの設定を予定いたしております。調印が済みますと、12月13日、月曜日以降になりますけれども、各市町12月

議会に合併関連議案を提案していただくということを考えております。この合併関連議案はここに掲げております5点になるのかなあというふうに考えております。廃置分合の議案、財産処分に関する議案、議会議員の定数に関する議案、廃置分合に伴う経過措置、これは議会議員の定数及び農業委員会委員の任期の特例に関する議案、地域審議会を設置に関する議案、これなんかが考えられます。これを12月議会に提案するためのスケジュールということで考えております。なお、参考として溝辺町を掲げておりますが、11月21日の住民投票でございますが、その結果が1市6町成立の場合ですと、この12月7日、第7回の協議会、これが1市6町の協議会、第29回になりますけれども、そちらの方に変わっていくのかなあというようなことを参考として掲げております。あとにつきましては調印につきましても同じスケジュールでいくということになるかというふうに考えております。協議会の予定としては以上でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から今後のスケジュールにつきまして説明がございましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければですね、事務局の方から説明があったように今後のスケジュールについては進めさせていただきたいと思いますが、この11月19日の第5回の協議会におきましては、ここに掲げてございます農業委員会の定数及び任期や地方税の取扱いなど合併に期日に連動して変更を行う協定項目の協議について早速協議をいただき、ご決定をいただくということにいたしたいと思いますが、そのように取り扱っていただいても異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、そのような取り扱いをさせていただきます。そのほかに何かございませんでしょうか。ないかな。ないようでございます。今日は大変大事な協議も皆様方のご協力のおかげで協議、決定をさせていただきました。本当にありがとうございました。これで本日の議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第4回始良中央合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時33分」